

## 副食費の免除対象者

1号及び2号認定のうち、下表中「○」の箇所に該当する方の副食費は免除となります。（3号認定については、保育料の中に給食費が含まれています。）

階層	階層区分	教育認定（1号認定）			保育認定（2号認定） 令和6年3月31日時点で 満3歳以上				
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
1	A	生活保護世帯	○	○	○	○	○	○	
2	B2	Bまたは B1のうち母子世帯等	○	○	○	○	○	○	
3	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	○	○	○	○	○	○	
4	B	所得割非課税世帯	○	○	○	○	○	○	
5	C2	Cまたは C1のうち母子世帯等	○	○	○	○	○	○	
6	C1	48,599円以下	○	○	○	○	○	○	
7	C	57,699円以下	○	○	○	○	○	○	
		77,100円以下	○	○	○	/	○	○	
8	D1	市民 税 所 得 割 課 税 額	96,999円以下	/	○	○	/	○	○
9	D2		168,999円以下	/	○	○	/	○	○
10	D3		211,200円以下	/	○	○	/	○	○
11	D4		300,999円以下	/	○	○	/	○	○
12	D5		396,999円以下	/	○	○	/	○	○
13	D6		397,000円以下	/	○	○	/	○	○

### ※第1子・第2子・第3子のカウントについて

1号認定子ども：原則、小学3年生から第1子と数えます。

2号認定子ども：原則、保育所等を利用している子どもから第1子と数えます。